

6次産業化等へのチャレンジを 支援します！

(京都6次化ステップアップ事業のご案内)

農林漁業者や農林漁業団体が6次産業化等の新たな取り組みにチャレンジするために必要となる経費について、以下の補助金を活用することができます。

(※予算の範囲内での交付となります。)

1 補助対象者の要件

次の2つの要件を満たす府内の農林漁業者・農林漁業を行う団体

- ① 自ら生産した農林水産物を使った加工品の開発又は改良に取り組むこと
- ② 農業ビジネスセンター京都の指導のもと、この事業が実施できる体制であること

2 補助金の対象となる経費

① 加工品の開発又は改良に関する取組

- ・加工品の試作に係る経費
- ・加工技術の習得に係る経費
- ・成分分析に係る経費
- ・専門家に対する講師謝金・旅費
- ・知的財産権取得に要する弁理士等手続きに係る経費
- ・外部委託費（助成対象経費の50%以内）

② 加工品の販路開拓に関する取組

- ・マーケティング調査費
- ・商談にかかる経費
- ・広告宣伝費・ホームページ作成費
- ・展示会、商談会への出展費
- ・外部委託費（助成対象経費の50%以内）

3 補助率

助成対象経費の2/3以内（補助額50万円以内）

4 手続きのながれ

補助金の交付申請	・補助金交付申請書を、経営支援・担い手育成課に提出してください。 (事前に農業ビジネスセンター京都の確認が必要です。)
補助金の交付決定	・京都府が、交付申請書の内容を確認し、補助の可否をお知らせします。
事業の着手	・補助金の交付決定後に事業に着手してください。
実績報告	・補助金の額の確定後、実績報告書を経営支援・担い手育成課に提出してください。 (事前に農業ビジネスセンター京都の確認が必要です。)
事業実施状況の報告	・事業完了後の取組状況（事業完了の翌年度から3ヶ年度の間の状況）を、その年度の翌年度の6月末までに経営支援・担い手育成課に報告してください。 (事前に農業ビジネスセンター京都の確認が必要です。)

お問い合わせ先

京都府 農林水産部経営支援・担い手育成課 農業農村創生担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL : 075-414-4914 / E-mail : ninaite@pref.kyoto.lg.jp